

# あかり通信

金田会計 事務所ニュース 夏号

## 【来月9月の時候の挨拶の文例】

秋色次第に濃く、爽やかな季節を迎え、初秋の候、涼風の候、早涼の候



## 【8月の雑談ヒント】

スイカ、夏休み、カブトムシ、甲子園、鈴虫の鳴き声、帰省、宿題、自由研究、ゴーヤ、緑のカーテン

土用明けの暑さ一段と厳しき折、皆様はいかがお過ごしでしょうか。さて、働き方改革が大きなテーマとなっている昨今、国の外郭団体が「新入社員の働く目的」について意識調査を行っています。

新入社員の働く目的上位は、①楽しい生活をしたい41%、②経済的に豊かになりたい27%、一方で下位は、自分の能力を試す12%・社会の役に立つ9%で、特に「社会の役に立つ」は3年連続で減少しているようです。(日本生産性本部、新社員意識調査より引用。)

ところで、当事務所の経営理念は「社会の役に立つ」です。難題解決業務を通じて、社会貢献することを目標に据えています。先の調査を見る限り、理念を共有できる方は9%。少し寂しいような気がします。

しかし、就職直後は、出会った方から、いろいろなものを吸収して人生観が大きく変わっていく時期。数年後の彼らの変わった姿こそ大切なのでは?と思います。そして、そのきっかけ作りをする私達先輩の人間力が試されているような気がします。気を引き締めて日々を過ごしたいと思います。



## 【ご質問受付簿】顧問先様の棚卸に立ち会いを!

当社では、滞留在庫について仕入単価の70%で棚卸をしています。税務上、認められますか?

## 【ご回答】立ち会えば新しい発見がありますよ!

棚卸資産の評価方法の届出書は提出していますか?まず、低価法の届出が必要です。また、低価法の時価には正味売却価額を用いる必要があり、一律70%という定め方は認められません。



## 【ある日の思いで】

10年前、ある牛農家さんから質問が。  
牛農家:役員報酬の定期同額って、社会保険料控除後の給与額が同額でも認められますかね?  
私:OKです。指摘はないでしょう。(ドキドキ。)  
★H29税制改正で源泉徴収後、社会保険料控除後の定期同額給与も損金算入可能となりました。  
10年越しに「ほっ」としました。



## 【今月の男めし〜電子ジャーが壊れても大丈夫、鍋で米を炊く〜】

### 【材料】

米1カップ(180CC)、水1カップ(180CC)

### 【作り方】

- ①米をとぎます。
- ②鍋に米1カップと水1カップを入れます。鍋は何でもOK。
- ③中火で炊き始めて、白い湯気が出たら、弱火で20分炊きます。



妻から、「電子ジャーなくても、美味しいお米が炊けるのよ」と教えてもらって、早3年。  
我が家では、毎日、お鍋でご飯を炊きます。キャンプでも大活躍。



【編集後記】先日は息子の運動会でした。徒競走で2位でした。私は万年最下位だったので、家に戻り「よく頑張った。2位はすごい。」と褒めると「僕1位だったよ??」とのこと。なぜ?と聞いてみると、担任の先生から、「走り終わった後、列に並ぶまでが競技」と言われ、きちんと並んだ息子は1位と認定されたようです。走ることも大切なものがある。そう教えてくれる小学校に感謝したいと思いました。

折線(カレンダーとして使用できます。紙面の中ほどの線で折らないし切ると程よく立てられます。)

当月の月別個別相談会は『簡単な事業計画の作り方』使います。

切

一日二組 先着五名様までの受付です。

折

来月号は九月上旬に発行します。

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

# 遺留分＝相続人に認められるより実質的な持分 ～中小企業株式には例外あり！除外・固定合意とは？～



## ご案内

相続に関して「自宅は同居している次女に相続させたい。自社株式は後継者である三男に相続させたい。」といったご意向は皆様それぞれにあると思います。ぜひ、遺言書・生前贈与・信託等を活用して皆様の意思に沿った相続が実現するように工夫をされてください。そして、その際に遺留分には十分にご注意ください。遺留分に配慮しておかなければ、希望通りの相続が実現できない可能性があります。

### 1 遺留分権利者・遺留分とは？

#### 遺留分権利者

兄弟姉妹以外の法定相続人  
(配偶者・子供・父母・孫)

父の相続で、相続人が子供3人の場合

法定相続分 1 / 3

遺留分  $1 / 3 \times 1 / 2 = 1 / 6$



遺言や生前贈与で（被相続人の意思で）  
遺産の行き先が指定されていても、遺留分  
までの財産は遺留分権利者に渡る可能性が  
あります。

### 我が家の場合

私には自社株式1億円しか財産が  
ありません・・・争族を恐れ、後  
継者に全株式を生前贈与しました。



しかし、長女・次女にもそれぞれ遺  
留分 1 / 6 の1666万円は権利があると  
聞いています。姉妹が後継者に遺留分  
の減殺を求めてきたら大変です。

特に後継者が努力して自社株式の時  
価が2億円になっていたら・・・遺留  
分は2億円をベースに計算すると聞いて  
います。理不尽だと感じています。

### 2 中小企業株式にだけ認められた例外！

#### ①除外合意

「自社株式に関しては、遺留分計算の対  
象外にする」という合意を親族間で取り  
交わし経済産業省（都道府県）に確認、  
家庭裁判所に許可をもらうことで、強制  
力を付与してもらうことができます。

#### ②固定合意

「自社株式に関しては、生前贈与後に時価  
が上昇しても、生前贈与時の時価のまま遺  
留分を計算する」という親族間の合意も同  
様の方法で強制力を付与してもらえます。

### 3 遺留分の放棄・生命保険の活用

予定される相続人が、それぞれ家庭  
裁判所に申立てをして遺留分を放棄す  
る方法もあります。



一人ずつ個別に申立が必要。  
家庭裁判所の許可・不許可  
の判断が分かれる可能性も。

#### ★生命保険等を使って・・・

将来の遺留分減殺請求に備えて、遺留分  
相当額の生命保険に加入し、支払いにあて  
るという方法もあります。

